**令和５年度（２０２３年度）**

**熊本県奨学のための給付金前倒し給付募集案内**

本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し４～６月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合には７月頃に実施する通常の募集において認定作業を経て年間分を給付します。

※前倒し給付を希望する場合も、７月以降の給付はあらためて申請が必要です。

**○　給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。**

**○　奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。**

１　給付対象者

令和５年（２０２３年）４月１日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。





２　給付金額

◆表の区分ごとに、次の金額が給付されます。



＊1

「高校生等」とは、高等学校等、高等専門学校等に在籍し、就学支援金、学び直し支援金又は、専攻科支援金の受給対象となっている者です。

３　申請書類



７～３月分の申請募集は別途通知します。



４　所得確認書類

保護者等全員分の令和４年度（２０２２年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額

が確認できる書類のうち次の**いずれか１つ**

⑥、⑦を

併せて提出

1. 「マイナンバーカードの写し」

② 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」

③ 「令和４年度　課税証明書」（市町村役場で発行）

④ 「令和４年度　特別徴収額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配付）

⑤ 「令和４年度　納税通知書」（自営業の場合に市町村から送付）

**【マイナンバーで申請するとき】**

マイナンバーで申請した場合でも、課税証明書等の提出を求めることがありますので御了承ください。

**以下二点の書類も提出してください。**

⑥「個人番号カード（写）等貼付台紙」

⑦「調査等同意書」

５　申請期限・提出先・問合せ先

【県内の高等学校等に在籍する場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　期　限 | **令和５年（２０２３年）５月１２日（金）** |
| 提　　出　　先 | 玉名工業高等学校　　担当：山野 |
| 連　　絡　　先 | ０９６８－７３－２２１５ |

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省ＨＰに掲載されています。

ホームページ：<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm>

【県外の高等学校等に在籍する場合】

令和５年５月２６日（金）までに、熊本県庁高校教育課修学支援班へ提出してください。

**〒８６２－８６０９　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号**

**熊本県教育庁県立学校教育局　高校教育課　修学支援班　「奨学のための給付金」担当**

**TEL　０９６－３３３―２６７５**

**◆申請書類はホームページからダウンロードできます。**

[**https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html**](https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html)

**【前倒し給付】**

**奨学のための給付金　Ｑ＆Ａ**

**Ｑ１　申請したら必ず全員に給付されますか？**

Ａ１　給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付され

ます。

**Ｑ２　道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？**

Ａ２ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、１年間の

所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 県民税 | 均等割額 | **CHECK** | 市民税額 | 均等割額 |  |
| 所得割額 |  | 所得割額 | **CHECK** |

**Ｑ３　確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？**

Ａ３　確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができ

ないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした

上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってく

ださい。

**Ｑ４　課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？**

Ａ４　原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父

母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は２名分のみ提出し

てください。

**Ｑ５　保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？**

Ａ５　海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

**Ｑ６　休学している場合は給付金の対象になりますか？**

Ａ６　給付金が交付される年度の４月から３月まで（入学年度においては入学日の属する月から３月まで）の１年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

**Ｑ７　退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？**

Ａ７　給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給

付金を返還する必要はありません。

**Ｑ８　子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？**

Ａ８　給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。

申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。



**【前倒し給付】**